

令和2年2月27日
航空局

小型事業ヘリコプター海上着水事故に関する 運輸安全委員会勧告を受けて、更なる取組を行います

航空局は、運輸安全委員会からの勧告を受け、水上を運航するヘリコプターの安全を確保するため、関係団体に注意喚起文書を発出するなど更なる取組を実施します。

本日、運輸安全委員会は、平成30年6月7日に小型事業ヘリコプターが飛行中にメインローターの回転数が低下して飛行高度を維持できなくなり那覇空港の北西41km付近海上に不時着水した航空事故に関する調査報告書を公表し、国土交通大臣（航空局）に対して、航空事故が発生した場合における被害の軽減のため勧告を行いました。

同勧告を受け、航空局は、水上を運航するヘリコプターの安全を確保するため、以下の対応を行って参ります。

1. 勧告内容

運航者に対し、陸岸からオートローテーション距離を超えてヘリコプターの水上運航を行う際には、搭乗者全員が救命胴衣を着用することを求めることについて検討すること。

2. 航空局における対応

航空局では、今回の勧告を踏まえ、以下の取組を行って参ります。

- (1) 本日、関係団体を通じて、水上を運航するヘリコプター運航者に対し、以下の取組に関する別添の注意喚起文書を発出
 - ・ エンジン等の機器の点検・整備等の確実な実施、緊急用フロートの装備状況及び救命胴衣の配置状況を再確認すること
 - ・ 緊急着水時の手順等を改めて確認し遵守すること
 - ・ 陸岸からオートローテーション距離を超えてヘリコプターの水上運航を行う場合にあっては、搭乗者全員が救命胴衣を着用するよう措置すること（救急搬送時における医療上の理由等により困難な場合を除く。）
- (2) 今後、ヘリコプター運送事業者が水上運航を行う場合における搭乗者全員に対する救命胴衣の着用を義務化

《 問い合わせ先 》

航空局安全部運航安全課

TEL:03-5253-8111 小御門（内線:50117） FAX:03-5253-1661

航空局安全部航空事業安全室

TEL:03-5253-8111 野下（内線:50186） FAX:03-5253-1661